

社会福祉法人 清樹会  
介護職員に対する処遇改善手当等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清樹会（以下「法人」という。）給与等規程第1条第1項の「給与等に関する事項」として、厚生労働省が平成24年度から創設した介護職員処遇改善加算制度に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善手当等について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約社員の別を問わず、厚生労働省の介護職員処遇改善加算制度の対象職種に対し支給する。

(支給方法)

第3条 処遇改善手当として支給。  
2 給与の基本給を増額して支給。  
3 既存の手当（資格手当・夜勤手当）を増額して支給。

(支給額)

第4条 処遇改善手当は、介護職員処遇改善加算金制度による加算額に対し、常用職員又は有期契約職員の別に法人が定める額とする。  
2 基本給の増額は、法人が別に定める規定額とする。  
3 既存の手当の増額は、本来支給すべき額に2.0を乗じて得た額を限度とし法人が決定した額とする。

(支給日)

第5条 処遇改善手当は、原則年2回（6月、12月）に当年分を、給与規程に規定する賞与とは別に支給する。  
2 基本給の増額分は、毎月の給与支払い時に支給する。  
3 既存の手当の増額分は、前項同様とする。

(在籍の限定)

第6条 処遇改善手当は、支給日現在に在籍していない者その他法令及びこの規程に照らして支給することが相当でないと法人が判断した者については、支給しない。

(キャリアパス)

第7条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別紙、介護職員の職位または職務内容に応じた任用要件に定める。

(昇格)

第8条 昇給は、別表の通り定める。

(その他)

第9条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。